

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	新地町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.shinchi-town.jp/">http://www.shinchi-town.jp/</a>

執行機関名 新地町長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	新地町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要領(平成22年10月4日訓令第12号)によるインフルエンザワクチン接種の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新地町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二第7の項 新地町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要領(平成22年10月4日訓令第12号)によるインフルエンザワクチン接種の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号) 第1条	新地町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要領 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、 <u>予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要領は、「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」(平成22年7月23日付健発0723第6号厚生労働省健康局長通知)及び「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」(平成22年7月26日付厚生労働省発健0726第1号)に定めるもののほか、 <u>新型インフルエンザワクチン接種を受けた者から徴する実費徴収金の一部を助成する事業(以下「助成事業」という。)</u> に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱(平成22年7月23日付健発0723第6号厚生労働省健康局長通知) 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱(平成22年7月26日付厚生労働省発健0726第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 13 条 項 1 号	新地町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要領 第5条
②事務の内容	予防接種法第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	予防接種費の助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 13 条 項 1 号 イ	新地町新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要領 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該請求を行う者及び当該請求者の世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		